

アマチュア無線による災害情報の提供に関する協定

小千谷アマチュア無線クラブは、アマチュア無線により災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「災対法」という。）に基づく災害情報等の提供に関し、小千谷市並びに小千谷地域広域事務組合と次のとおり協定する。

小千谷アマチュア無線クラブ

会長 山田 弘

小千谷市

市長 広井 庄一

小千谷地域広域事務組合

管理者 小千谷市長 広井 庄一

（目的）

第1条 この協定は、小千谷地域内（小千谷市、川口町、山古志村）及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、小千谷アマチュア無線クラブが非常通信等を使用して、災害に関する情報を小千谷市並びに小千谷地域広域事務組合に提供するため必要な事項について定めることを目的とする。

2 小千谷市並びに小千谷地域広域事務組合に情報を提供する際のアマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮した活動であること。

（災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

（構成員）

第3条 この協定において、非常通信等を行う構成員は、原則として小千谷アマチュア無線クラブ員とする。

2 災害が発生した管轄地域に小千谷アマチュア無線クラブ員がない場合、又は管轄地域内の詳細な情報を収集するため必要に応じ、各地区居住のアマチュア無線局

(要請)

第4条 小千谷市並びに小千谷地域広域事務組合は、次に掲げる場合において、災害情報の提供を受ける必要があると認めるときは、小千谷アマチュア無線クラブに対し、その保有する状況を要請することができる。

- (1) 小千谷地域内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 小千谷地域内に大規模な災害が発生するおそれがある異常な現象を認知したとき。

(情報の提供)

第5条 小千谷アマチュア無線クラブ構成無線局は、小千谷市並びに小千谷地域広域事務組合から状況要請がなくても必要と思われる災害情報については、小千谷市並びに小千谷地域広域事務組合に提供できるものとする。

(連絡通報体制)

第6条 小千谷アマチュア無線クラブと小千谷市並びに小千谷地域広域事務組合との情報連絡系統は、別表に掲げる管轄地域内の各構成局と連絡調整を図り、連絡通報体制を策定しておかなければならない。

(情報収集連絡の訓練)

第7条 小千谷市並びに小千谷地域広域事務組合及び小千谷アマチュア無線クラブは、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため、共同して訓練を行うものとする。

(雑則)

第8条 この協定に規定している事項又は疑義を生じた事項及び実施に関し必要な事項については、小千谷市並びに小千谷地域広域事務組合及び小千谷アマチュア無線クラブが協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年12月12日から実施する。

別表

